

令和3年度特別支援教育就学奨励費制度について

安城市教育委員会では、安城市内の小中学校の特別支援学級に就学している児童生徒がいるご家庭に対し、世帯収入に応じて、学用品費や給食費等を支給する「特別支援教育就学奨励費」制度があります。

1 対象者

- (1) 特別支援学級に在籍している児童生徒
- (2) 通常学級の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの
 - ※いずれも、安城市内に住所を有し、安城市立の小中学校に在籍していること

2 対象とならない方

- (1) 児童福祉法に定める児童福祉施設、指定療機関等に入所し、若しくは入院し、当該施設等において就学し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けているとき
- (2) 生活保護法による教育扶助を受けているとき
- (3) 就学援助を受けているとき

3 補助対象経費と上限額

補助対象	小学校上限額	中学校上限額
①学用品費等	実費の1/2(上限5,820円)	実費の1/2(上限11,370円)
②校外活動費	実費の1/2(上限800円)	実費の1/2(上限1,155円)
③通学費	支弁区分Ⅱの場合、実費。支弁区分Ⅲの場合実費の1/2。	
④修学旅行費	実費の1/2(上限10,790円)	実費の1/2(上限28,860円)
⑤新入学児童生徒学用品費等(1年生のみ)	実費の1/2(上限25,555円)	実費の1/2(上限28,990円)
⑥学校給食費	実費の1/2	

※上限金額は変更する可能性があります。

※①、⑤の対象となる経費の一例については、裏面をご覧ください。

※①、⑤は購入の事実がわかる領収書又はレシートの添付が必要となります。領収書等は大切に保管してください。

※①は、令和3年4月1日～令和4年2月末日までに購入したものが対象となります。

※⑤は、令和3年4月以前に購入したのも対象となります。

4 手続き方法

学校を通じて毎年5月頃に申請手続きのご案内をします。その後、教育委員会で認定の判定をし、学校を通じて結果を7月頃に通知します。認定された場合は、学期毎(7月頃、12月頃、2月頃)に領収書の提出をお願いします。

特別支援教育就学奨励費支給対象品目一覧

この一覧は、各経費の支給対象品目の一例です。支給対象品目の判断に迷う場合は、学校教育課までご相談ください。

	支給対象となる経費	支給対象とならない経費
学用品等	<ul style="list-style-type: none"> ・名札、校章 ・ノート、下敷き、筆箱 ・筆記用具（鉛筆、消しゴム、油性ペン等） ・体育用靴、体操服 ・上履き ・給食用ナプキン、給食用マスク（※給食以外で使用するマスクは対象外） ・学校で使用するポケットティッシュ、ハンカチ ・水筒 ・習字セット、絵の具セット、裁縫セット、彫刻刀、クレヨン、色鉛筆、なわとび ・スクール水着、水泳帽、ゴーグル ・水泳用バスタオル、水泳用バック ・リコーダー、鍵盤ハーモニカ ・実習で使用するエプロン、三角巾 ・雑巾 ・学校で徴収する教材費や実習等の材料費（学校で処理するため保護者の報告は不要） <p>※いずれも授業、学校生活で使用するものに限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①体調管理に用いるもの （給食用以外のマスク、絆創膏等） ②家庭学習で使用するもの （学習机、辞典、ドリル等） ③校外学習・修学旅行で使用するもの （リュックサック、鞆、弁当箱、腕時計等） ④日常生活で使用するもの （衣類（※体操服や制服等は対象）、下着、タイツ、メガネ等） ⑤部活動で使用するもの （スパイク、グローブ等） ⑥通学で使用する防寒用品 （手袋、マフラー、ジャンパー等） ⑦その他対象外のもの （水筒カバー、ランドセルカバー、ベルト、自転車）
通学用品	<ul style="list-style-type: none"> ・通学用鞆、ランドセル ・通学用靴 ・雨靴、雨傘 ・レインコート 	

注意事項

※学用品費は、令和3年4月1日から令和4年2月末日までに購入したものが対象となります。

（新入学児童生徒学用品費は令和3年4月以前の購入も対象になります。）

※転入や転籍などにより、年度途中で認定になった方は、その事由が発生した日以降に購入したものが対象になります。

※学用品や通学用品を購入される際には、領収書又はレシートを発行してもらい、保管してください。

※領収書又はレシートには、必ず対象の児童生徒名、日付、品名（何を買ったのかが分かるように全ての品物名）を記入してください。